

「ネットワーク中立性に関する研究会」 中間報告書 概要
(特別委員会 中間報告書骨子(案) 第2部第5章「ネットワーク中立性の在り方」)

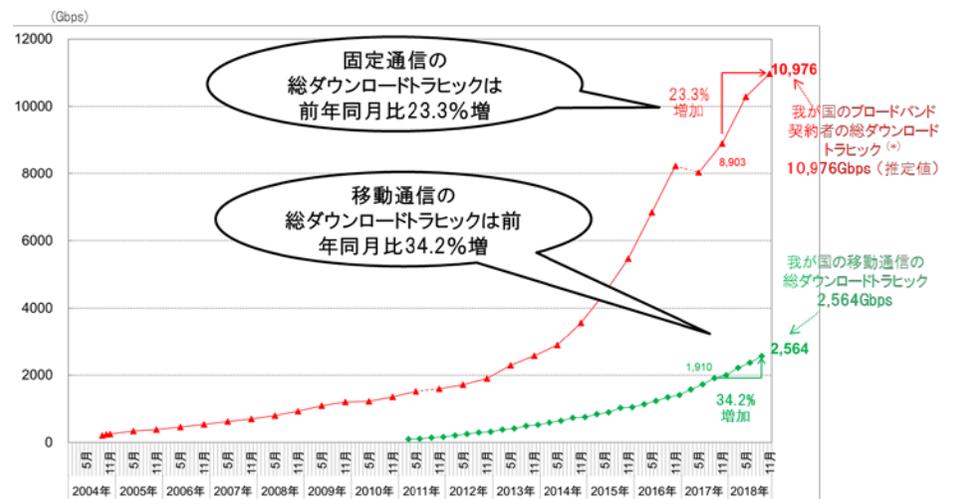
2019年4月9日

ネットワーク中立性に関する研究会

通信量(トラフィック)の急増への対処は世界的な課題

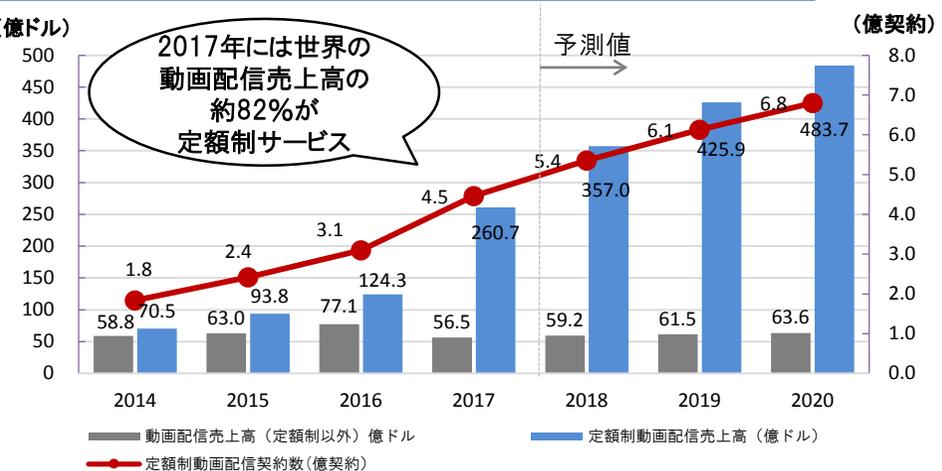
■ ネットワーク中立性 (Network Neutrality : I S P (携帯電話事業者を含むインターネットサービスプロバイダ) がインターネット上のデータ流通を「公平 (無差別) 」に取り扱うこと) の確保が必要。

通信トラフィックが幾何級数的に増加



※2017年5月より、推定の精度を向上させる観点から、推定に用いた事業者数を変更しているため、不連続が生じている。

コンテンツが高品質・大容量化し、定額制サービスが普及

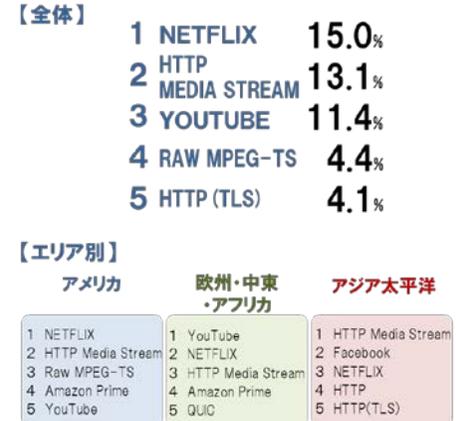


動画視聴がインターネットトラフィックの主流に

トラフィック(ダウンストリーム)のカテゴリ別シェア

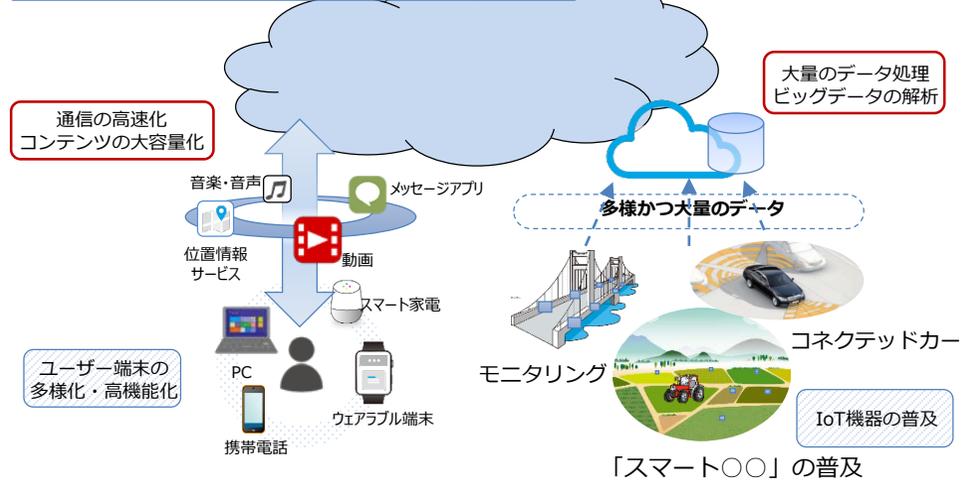


トラフィック(ダウンストリーム)のサービス別シェア



(出典) SANDVINE "The Global Internet Phenomena Report" (2018年10月)

インターネット利用形態が更に多様化



【インターネットが果たしてきた役割】

■ 世界中の人・端末とつながる高度かつ低廉な通信手段の提供

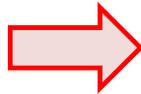
利用者は、VoIP、メール、TV会議等の多様なアプリケーション・端末を活用して世界中の人・端末と情報をやり取りすることが可能。

■ 自由かつ多様な表現の場の提供

個人を含む多様な主体が、知識、アイデアや作品等を公開・共有することや、過去より蓄積された膨大な知識等にアクセスすることが可能。

■ イノベーションの場の提供

個人を含めた多様な主体が、国境を越えて多様なサービス・コンテンツを提供し、協調・協創することが可能。

 **実社会における効率化・利便性の向上、新たな市場の創出、社会の公平性・公正性の向上、民主主義の発展等に寄与**



誰もが自由に活動できる共通基盤として、引き続きインターネットの「オープン性」を維持するには、**ネットワーク中立性の確保が重要。**

具体的には、ネットワーク中立性に関する基本的ルールについて、「インターネットの利用に関する利用者の権利」として明確に位置づける。

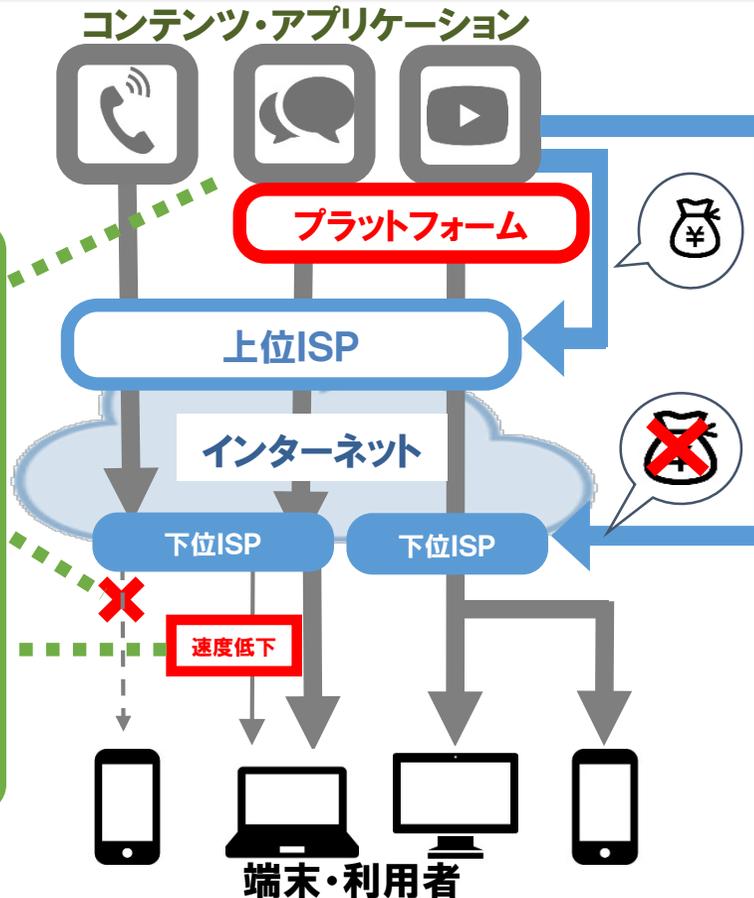
電気通信事業者等の関係者は、この「利用者の権利」について、十分に尊重して対応していくことが期待される。

【インターネットの利用に関する利用者の権利】

- 1) 利用者がインターネットを柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションに自由にアクセス・利用可能であること
- 2) 利用者が他の利用者に対し自由にコンテンツ・アプリケーションを提供可能であること
- 3) 利用者が技術基準に合致した端末をインターネットに自由に接続・利用可能であること
- 4) 利用者が通信及びプラットフォームサービスを適正な対価で公平に利用可能であること

ネットワーク中立性が確保されないと…(想定)

- ISP(携帯電話事業者を含む)が特定のアプリ・コンテンツを優遇
- ISPが自社と競合するサービスなど特定のアプリ・コンテンツをブロック
- 意図的に速度を低下させ、追加料金を要する高速サービスに誘導
- ヘビーユーザが帯域占有することで、一般ユーザーの通信が低速化



一方で通信事業者は…

- 上位ISPはコンテンツ事業者又はプラットフォーム事業者から、接続帯域幅に応じた料金を請求
- 下位ISPはコンテンツ事業者又はプラットフォーム事業者との交渉自体が不可能

定額制料金モデルや価格競争の下で、下位ISPは設備増強の費用をどう回収するかが課題

以下の5点を基本的視点としながら、具体的ルールについて検討

- (ア) ネットワークの利用の公平性の確保
- (イ) ネットワークのコスト負担の公平性の確保
- (ウ) 十分な情報に基づく消費者の選択の実現
- (エ) 健全な競争環境の整備を通じた電気通信サービスの確実かつ安定的な提供の確保
- (オ) イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進

- 3点の「ルール」と中立性確保のための「仕組み」の構築を検討。
- 国際会議等においてコンセンサス作りに努めるなど、国際的な制度の整合性の確保を図る

具体的なルール①

一部のトラフィックの通信帯域を制限する「**帯域制御**」

「**公平制御**」等の柔軟な対応を認める方向で**民間ガイドラインを改定**し、**利用者への周知も充実**

年内を目途に改訂

公平制御：
ある時点において多くの帯域を占有している利用者から順に利用帯域を制限

具体的なルール②

一部のトラフィックを優先的に取り扱う「**優先制御**」

技術的条件、コスト負担等の観点から、幅広い関係者で検討を進めていく

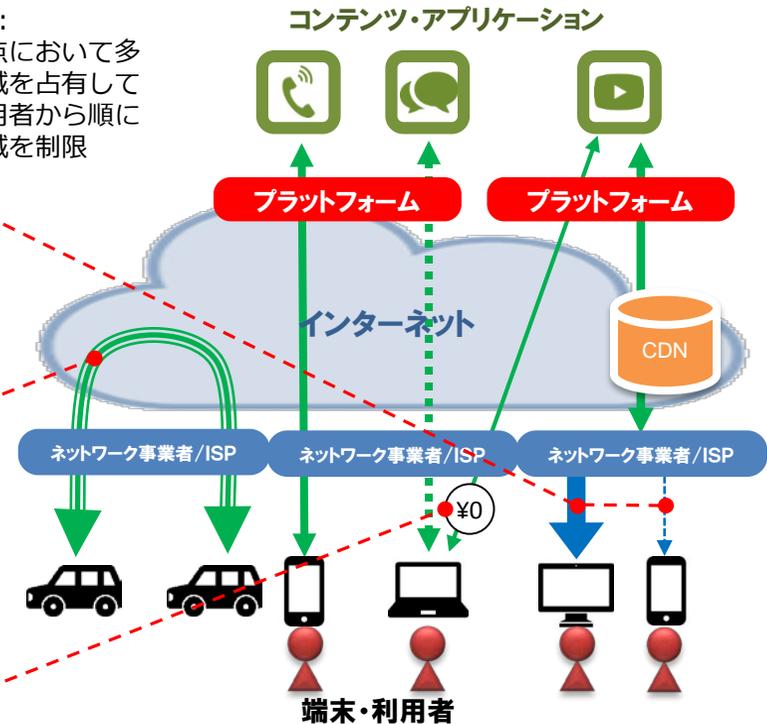
議論の場を設置

具体的なルール③

一部のトラフィックを使用データ量にカウントしない「**ゼロレーティング**」や「**スポンサードデータ**」

費用負担の公平性や**コンテンツ事業者間の競争**に留意しつつ、**総務省**にて**解釈指針**を取りまとめ

年内を目途に指針とりまとめ



【参考】電気通信事業法関連条文
(利用の公平)
第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

仕組み

ネットワーク中立性確保のための体制等の整備
(ネットワークの持続投資の確保、モニタリング体制の整備)



- ・ 関係事業者による**ひっ迫対策**を促進
- ・ 都市部一極集中のネットワーク構成・トラフィック交換の見直しに向けて、**地域型IX**や**CDNの分散配置**等を促進 (予算・税制による支援を検討)

本年夏頃までに整備